別表六（十三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第２項若しくは第３項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「前期繰越分」及び「繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当該事業年度が平成28年４月１日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。

4　「法人税額の特別控除額　⑲又は(⑲＋㉔)　㉕」の欄は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は（⑲＋㉔）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑲又は」を消すこと。

別表六(十四)を次のように改める。